

[事案 2022-253] 転換契約無効請求

・令和5年8月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年8月に契約した利率変動型積立終身保険を、平成29年5月に組立型保険に転換した。その後、同年11月に左目白内障手術を受けたため、外来時手術給付金を請求したところ支払われたが、同年12月に右目白内障手術を受けたため、外来時手術給付金を請求したところ2回目の手術までの日数が60日以内であるとして、給付金は支払われなかった。そのため、令和4年10月に本契約を解約したが、以下等の理由により、転換を無効として、転換前契約に戻したうえで、本契約の既払込保険料から解約返戻金を控除した金額に2回目手術の外来時手術給付金を加えた金額を支払ってほしい。

- (1)募集人は、外来時手術給付金の支払いが、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とすることを説明していない。
- (2)転換手続時に家族同席がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は説明義務を果たしており、また申立人は契約内容を理解したうえで転換しており、転換は有効である。
- (2)家族同席を選択しなかったのは申立人である。また、転換当時の申立人の判断能力に問題はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明内容等を把握するため、申立人および申立人の子ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。